

議員提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄 様

提出者 川崎市議会議員 原 典之

〃 各務雅彦

〃 上原正裕

〃 堀添健

〃 木庭理香子

〃 押本吉司

〃 林敏夫

〃 浜田昌利

〃 田村伸一郎

〃 河野ゆかり

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例
の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 議会議長 月額 1,043,000円
- (2) 議会副議長 月額 932,000円
- (3) 議会議員 月額 841,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川崎市特別職報酬等審議会の答申に基づく本市の特別職の報酬等の額の改定措置等を考慮し、議會議長、議会副議長及び議会議員の報酬の額を改定するため、この条例を制定するものである。